

防犯カメラ管理運用基準

(2025年 4月 改訂)

一般社団法人 奏の杜パートナーズ

第1条 (目的)

本基準は、本区域内（奏の杜地区）に設置される防犯カメラについて、犯罪抑止や事故防止のために適切な管理・運用を行うことを目的とする。

第2条 (設置者・管理責任者・管理取扱担当者)

設置者	一般社団法人奏の杜パートナーズ（以下当法人とする）
管理責任者	当法人理事長
管理取扱担当者	当法人が任命した者（防犯委員長）

第3条 (設置場所・台数及び撮影範囲・運用時間)

設置場所	当該区域内の車道照明灯、歩道照明灯、防犯灯など行政担当部局より許可された場所
設置台数	28台
撮影範囲	公道（車道・歩道・歩行者専用道路）、公園
運用時間	24時間

第4条 (機器の操作)

機器の操作は、管理責任者・管理取扱担当者が必要と認めて、依頼した者に限定する
機器の操作は、管理責任者・管理取扱担当者が必要と認めた者に限定する

第5条 (設置表示)

防犯カメラが設置されていることについて、通行者の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨並びに防犯カメラの設置者名・連絡先を表示するものとする。

第6条 (画像の管理)

保管期間
撮影された画像の保管期間は、原則7日（設置場所、SDカードの状況によって是最長12日）

	(保管期間が終了した画像は、上書きにより消去される)
保管場所	カメラハウジング内に設置する画像記録媒体 (SDカード)
加工の禁止	画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする
画像の複写	当法人の理事会が必要と認め、許可した場合のみ複写することができる
画像記録媒体の廃棄	画像記録媒体を廃棄する場合は、粉碎や裁断等の処理をする

第7条 (画像の利用及び提供の制限)

- (1) 防犯カメラの画像および画像から知り得た情報は、以下に該当する場合は、管理責任者及び管理取扱い担当者の判断により、利用または提供することができる
 - ① 法令の規定に基づき、行政や裁判所から要請を受けた場合
 - ② 捜査機関から要請を受けた場合
 - ③ 会員等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合
- (2) 前項により画像の閲覧または提供する場合は、管理責任者は当法人規定の書式または行政捜査機関・裁判所よりの規定の書式によって、その手続きをする。
前項により画像の閲覧または提供した場合は、管理責任者は当法人規定の書式または行政捜査機関・裁判所よりの規定の書式によって、その手続きをする。
- (3) 画像の提供に伴う諸経費は、当法人からの指定の金額を指定の口座に振り込むことを条件とする

第8条 (苦情等の対応)

防犯カメラの設置および管理運用に関する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする

第9条 (本基準の改定・周知)

本基準の改定を行うときには、当法人の理事会の承認を得るものとする

附則 本基準は2025年 4月 20日より施行する

【防犯カメラ設置管理・責任】

名称 一般社団法人奏の杜パートナーズ
住所 千葉県習志野市奏の杜2-1-1
連絡先 047-493-5973

【防犯カメラ設置区域及び設置位置】

別紙「防犯カメラ、画像表示装置設置位置図」参照

【防犯カメラ設置表示】

別図「防犯カメラ設置サイン図」参照